

令和 8 年度
大島一般廃棄物管理型最終処分場
残余容量等調査委託

仕 様 書

東京都島嶼町村一部事務組合

この仕様書は、令和 8 年度大島一般廃棄物管理型最終処分場残余容量等調査委託(以下「この委託」という。)に適用する。

第 1 章 一般事項

1 適用・準用する基準

(1) 最終処分場残余容量算定マニュアル

この委託のうち、埋立容量算定のための測量業務に関しては、最終処分場残余容量算定マニュアル（平成 17 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課、以下「残余容量算定マニュアル」という。）の規定を適用する。

(2) 測量委託標準仕様書（東京都建設局制定）

この委託の業務の実施に当っては、東京都建設局が制定する測量委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）の規定（この委託で対象となる規定に限る。）を準用するものとする。この場合において標準仕様書中、特記仕様書とあるのはこの仕様書を指すものとして規定を準用する。

(3) 適用・準用する基準の優先順位

ア この委託のうち、埋立容量算定のための測量業務に関しては、標準仕様書の規定（第 1 章第 1 節及び同章第 3 節の規定を除く。）は、残余容量算定マニュアルの規定が定める範囲において準用するものとする。この場合において、残余容量算定マニュアルの規定は標準仕様書の規定に優先する。

イ 適用・準用する規定がこの仕様書の規定と抵触する場合には、この仕様書の規定を適用する。

2 目的

東京都島嶼町村一部事務組合（以下「委託者」という。）が設置した、大島一般廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）において、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号、以下「基準省令」という。）第 1 条第 2 項第 7 号に規定する擁壁等（以下「擁壁等」という。）の定期的点検及び同項第 19 号に規定する残余の埋立容量（以下「残余容量」という。）の測定・記録を行うために、測量業務及び埋立容量算定業務を委託するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日まで

4 履行場所

東京都大島町差木地奥山 1146 番地 9 ほか大島一般廃棄物管理型最終処分場

5 個人情報・機密情報の取扱い

この委託における個人情報・機密情報の取扱いは、標準仕様書の規定を準用する。この場合において、標準仕様書中「東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）」とあるのは、「東京都島嶼町村一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年東京都島嶼町村一部事務組合条例第 8 号）」と、「東京都サイバーセキュリティ基本指針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準」とあるのは、「東京都島嶼町村一部事務組合情報セキュリティ基本指針及び東京都島嶼町村一部事務組合情報セキュリティ対策基準」と読み替えて準用する。

6 不当介入に係る通報・報告並・捜査協力

この委託の履行に当たり、暴力団関係者（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団関係者から不当介入を受けた場合を含む。）は、監督員への報告、警視庁大島警察署への通報、捜査上必要な協力を行わなければならない。

7 資料の貸与・返還

（1）無償貸与

この委託の履行に必要な完成図書、報告書、その他の資料は、受託者に無償で貸与するものとする。この場合において委託者が当該貸与物の返還を求めたときは、無条件でこれを返還しなければならない。

（2）貸与期間

契約期間の満了時まで、委託者より貸与された資料を全て返還しなければならない。

8 施設等の損傷

（1）受託者の負担による補修・賠償

次の場合、受託者の負担による補修又は賠償をしなければならない。

ア 故意・過失

故意・過失により遮水層その他の施設に損傷を与えた場合には、委託者の指示に従い、受託者の負担により補修、その他必要な措置をしなければならない。

イ 処分場業務への支障

アの損傷のため処分場の業務に支障が生じたことによって損害が生じた場合には、受託者は当該損害についても賠償するものとする。

ウ 原因が明らかでない場合

アの故意・過失は、当該損傷が第三者による行為、天災、その他の不可抗力によるものであることが明らかでない場合を除いては、受託者においてこれがあるものと推定する。

(2) 報告・指示

次の場合、委託者へ速やかに報告し、委託者から指示があった場合には従わなければならない。

ア (1) アの損傷を防ぐための履行方法について委託者から指示があった場合

イ 故意・過失の有無にかかわらず、遮水層、その他の施設において破損、その他設備の機能を損ねる又は損ねる恐れのある場合

9 契約締結後の提出書類

契約締結後速やかに次の書類を提出すること。

(1) 業務着手届

(2) 総括責任者及び副責任者選任通知書（経歴書含む。）

(3) 資格取得者名簿（資格書複写含む。）

(4) 工程表

(5) その他委託者が必要とする書類

10 疑義事項

この委託の遂行上、この仕様書の解釈に疑義を生じた場合や記載のない事項が発生した場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

第2章 業務概要

1 委託概要

- (1) 擁壁等の定期的点検及び残余容量についての測定・記録を行うために必要な基準点測量、水準測量、地形測量、中心線測量、縦断測量、横断測量を実施する。
- (2) 擁壁等の定期的点検として、擁壁等の水平変位及び鉛直変位を測定・記録し報告する。
- (3) 残余容量について、残余容量算定マニュアルの規定に従い算定し報告する。

2 業務日時の制限

(1) 業務を行わない日

この委託のうち処分場内で実施する業務については、処分場の管理業務が行われない国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、日曜日及び土曜日には実施しない。

(2) 業務時間

この委託のうち処分場内で実施する業務については、緊急の必要がある場合を除き、午前7時45分から午後4時30分までの時間において実施すること。

(3) 届出

1週間以上前に届け出ることにより、委託者の承認を得て、(1)で定める業務を実施しない日に業務を実施することができる。

3 立会日時の調整

監督員の立会等が必要になる場合には、受託者は、立会等の日時につき監督員と事前に調整を行うこと。

4 隣接作業、関連作業との調整

処分場の場内管理に係る隣接作業は、関連作業を行う事業者と相互に協力することで、これら第三者の行う作業等の円滑な施行の妨げにならないよう調整に努めなければならない。

5 業務上の注意事項

遮水層、その他の施設に損傷を与えないよう細心の注意を払わなければならない。

第3章 業務内容

1 測量業務

(1) 測量一般

- ア この測量で用いる座標系（任意座標）及び使用する既設の基準点は監督員が指定する。
- イ この測量で用いる高さの基準、標示、使用する既設の水準点は、変位観測用に設けられている点のうち監督員が指定する点（以下、「既設の水準点」という。）を用いる。
- ウ 既設の基準点（9点）、水準点（2点）が欠けている場合及びその他既設の基準点、水準点を測量の基準として用いることができない場合には、監督員の指示に従い、新たに基準となる基準点、水準点を設ける。

(2) 基準点測量

- ア 擁壁等の水平変位を調べるため、既設の基準点又は設置した基準点を基準として基準点測量を行い、処分場内の擁壁等の施設に設けられた水平変位観測用の点（以下、「変位観測用基準点」という。）の水平位置を測定する。
- イ アに定める測定のほか、測定した変位観測用基準点の成果を用いて中心線の基準となる点の水平位置を、現地において設定するための基準点測量を行う。
- ウ 監督員の指示するところにより、変位観測用基準点の水平位置につき、過去の測量成果と比較してその継時的変化が分かるように測定結果を報告する。
- エ ウの報告は、測定結果の評価及び評価の基準を明確に報告すること。
- オ ア及びイに規定する基準点測量は、標準仕様書第3章に規定する基準点測量によるものとし、4級基準点測量に関する規定を準用する。

(3) 水準測量

- ア 既設の水準点又は設置した水準点を基準として水準測量を行い、処分場内の擁壁等の施設に設けられた垂直変位観測用の点（以下、「変位観測用水準点・標高点」という。）の標高を測定する。
- イ アで測定した変位観測用水準点、標高点の成果を用いて水準測量を行い、変位観測用基準点の標高を測定する。
- ウ 変位観測用水準点、標高点の成果を用いて水準測量を行い、中心線の基準となる点の標高を測定する。
- エ 監督員の指示するところにより、変位観測用水準点、標高点、変位観測用基準点の標高につき、過去の測量成果と比較してその継時的変化が分かるように測定結果を報告する。

オ エの報告は、測定結果の評価及び評価の基準を明確に報告すること。

カ アからウまでに規定する水準測量は、標準仕様書第4章に規定する水準測量によるものとし、4級水準測量に関する規定を準用する。

(4) 地形測量

ア 標準仕様書第5章に規定する現地測量（地形測量）により、残余容量算定マニュアルに規定する地形図及び擁壁等の点検に必要な地形図を作成する。

イ 委託者の承認を得て、貸与された処分場の完成図、その他の図面のデジタルデータを数値地形図データとして用いることができる。この場合において、標準仕様書中「数値地形図データ」とあるのは「貸与されたデジタルデータ」と読み替えてこれを準用する。

(5) 中心線測量

ア 標準仕様書第7章第4節に規定する中心線測量により、縦断測量及び横断測量に必要な中心線を設定する。

イ 中心線の設定に用いる条件点は監督員が指定する。

(6) 縦断測量

標準仕様書第7章第6節に規定する縦断測量により、残余容量算定マニュアルに規定する縦断図を作成する。

(7) 横断測量

標準仕様書第7章第7節に規定する横断測量により、残余容量算定マニュアルに規定する横断図を作成する。

2 埋立容量算定業務

(1) 残余埋立容量算定

ア 残余容量算定マニュアルの規定に従い、残余容量を算定する。

イ アの算定には同マニュアルに規定する平均平断面法を用いる。なお、これにより難しい場合には監督員と協議のうえ、適切な方法を用いて算定するものとする。

(2) 報告書作成

ア 残余容量算定マニュアルの規定に従い、算定結果及び残余容量の算定根拠となった図面、計算書、その他の資料を報告書にまとめる。

イ アに定めるもののほか、擁壁等の水平変位及び鉛直変位の観測結果を報告書にまとめる。

ウ イの報告書の様式については、事前に監督員と協議のうえ、これを決定する。

エ 監督員の事前の了解を得て、「3 提出書類（1）成果品」のうち一部又は全部をアの報告書とまとめて提出することができる。

3 提出書類

(1) 成果品

次の成果品を正・副計 2 部提出すること。

- ア 基準点成果表
- イ 基準点変位資料(座標表・変位図)
- ウ 基準点網図
- エ 基準点点の記
- オ 基準点現況写真
- カ 基準点計算書・観測手簿
- キ 基準点点検手簿・制度管理表
- ク 水準成果表
- ケ 水準路線図
- コ 水準計算書・観測手簿
- サ 水準点検手簿・制度管理表
- シ 変位観測点成果表
- ス 変位観測点点の記
- セ 変位観測座標計算書・観測手簿
- ソ 中心点成果表・中心線図
- タ 中心杭打設点図・計算書・観測手簿
- チ 縦断図・計算書・観測手簿
- ツ 横断図・計算書・観測手簿
- テ 埋立容量算定業務の成果品
- ト その他の委託者が指示する資料

(2) データファイル

(1) に定めるもののほか、委託者が求める場合には、成果品の作成に用いたデータファイルを提出する。

(3) データの種類

- ア (2) の場合において、委託者の指示に従い、SXF 形式、JWW 形式、PDF 形式で成果品を提出する。
- イ アのデータファイルの内、座標及び標高データについては、エクセル形式で提出する。